

消 防 計 画

年 月 日 作成

第1 目的及び適用範囲

1. この計画は、消防法第8条第1項に基づき、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、当事業所に勤務し、出入りするすべての者が守らなければならない。

第2 防火管理者の権限及び業務

1. 防火管理者は、_____とし、この規定の一切の権限を有するものとする。
2. 防火管理者は、次の業務を行うものとし、その責任を負うものとする。
 - (1) 消防計画の作成、変更
 - (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
 - (3) 火災予防の自主検査・点検の実施及び監督
 - (4) 火気使用、取扱いの指導及び監督、放火防止対策の推進
 - (5) 収容人員の適正管理
 - (6) 従業員等に対する防火・防災教育の実施
 - (7) 管理権原者への提案や報告
 - (8) 地震対策
 - (9) その他防火管理上必要な業務

第3 防火管理業務の一部委託

[委託している ・ 委託していない]

1. 防火管理に関する業務の一部については、次のとおりに委託する。

- (1) 受託者の氏名等

受託者名	_____ (電話_____)
担当事務所	_____ (電話_____)

- (2) 委託する方式

[遠隔移法方式 ・ 常駐方式 ・ 巡回方式 ・ その他]

第4 消防用設備等の点検及び報告

1. 機器点検は6ヶ月ごとに実施し、総合点検は年1回実施する。
2. 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備事項等があった場合には改修計画をたてて改修する。
3. 消防用設備等の自主点検については、火元責任者等が平素において随時行うものとする。

第5 火災予防上の自主点検

1. 自主点検は、建物、火気使用設備、電気設備、危険物施設等について火元責任者又は防火管理者が指名する者が実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。
2. 自主点検の内容及び実施時期については、次のとおりとする。

区 分	点検内容	実施時期	実 施 者
建 物 構 造	ひび割れ・脱落危険等の有無	半年に1回以上	
防 火 設 備	閉鎖障害となる物品の有無	毎月1回以上	
避 難 施 設	避難上支障となる物品等の有無	毎月1回以上	
火気使用設備	機器異常・適正な離隔距離の有無	毎月1回以上	
電 気 設 備	配線等の老化・損傷等の有無	毎月1回以上	
危 険 物 施 設	危険物の漏れ・溢れ等の有無	随 時	

第6 消防機関への連絡及び報告

1. 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行う。
 - (1) 防火管理者選任（解任）届出
 - (2) 消防計画作成（変更）届出
 - (3) 防火対象物定期点検報告（ 該当 ・ 非該当 ）
 - (4) 消防用設備等点検結果報告書（ 1年 ・ 3年 に1回）
 - (5) 消防防災訓練計画届出書
2. その他建築物及び設備の設置又は変更を行うときは、事前に消防機関へ連絡するとともに、法令に基づく手続きを行う。

第7 防火管理維持台帳の作成及び保管

1. 防火管理者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を、この消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、保管する。

第8 避難施設及び防火設備の維持管理

1. 避難階段、廊下など避難の際に使用する部分には、物品を放置することのないよう維持管理を徹底する。
2. 防火戸、防火シャッターなどは、閉鎖障害がないように維持管理を徹底する。
3. 屋内消火栓や避難器具の周囲には、操作の障害となる物品を放置しないよう維持管理を徹底する。

第9 放火防止対策

1. 建物の周囲には、ダンボール等の可燃物を放置しない。
2. 常時監視できない倉庫などは、施錠する。
3. 休日、終業時など無人となるときは、出入口を必ず施錠する。

第10 工事中の防火管理

1. 防火管理者は、工事人に対して工事計画書を提出させるとともに、必要に応じて工事に立ち会う。
2. 防火管理者は、工事人に対して火気の管理責任者を指定させ、掲示させるとともに、喫煙場所を指定する。
3. 工事人は、溶接作業を行う場合や塗装工事など危険物を持ち込む場合には、事前に防火管理者の承認を受ける。

第11 地震対策

1. 防火管理者は、地震時の災害を予防するため次の事項を実施する。
 - (1) 建物及び建物に付随する設備等の倒壊、転倒、落下防止措置
 - (2) 火気使用設備等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査
 - (3) 危険物等の漏洩、流出等の防止措置
2. 地震時の活動は、次のとおりとする。
 - (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とし、揺れが収まった後、火気使用設備等の直近にいる従業員等は、元栓の閉止又は電源の遮断等を行い、防火管理者へ報告する。
 - (2) 避難は、防災関係機関からの避難情報又は防火管理者の判断により開始する。

第12 防火・防災教育

1. 防火管理者は、従業員等に対して、計画的に防火・防災教育を行う。
2. 防火・防災教育の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 消防計画について
 - (2) 従業員等の遵守事項について
 - (3) 火災及び地震発生時の対応について
 - (4) その他火災予防上必要な事項について

第13 自衛消防訓練

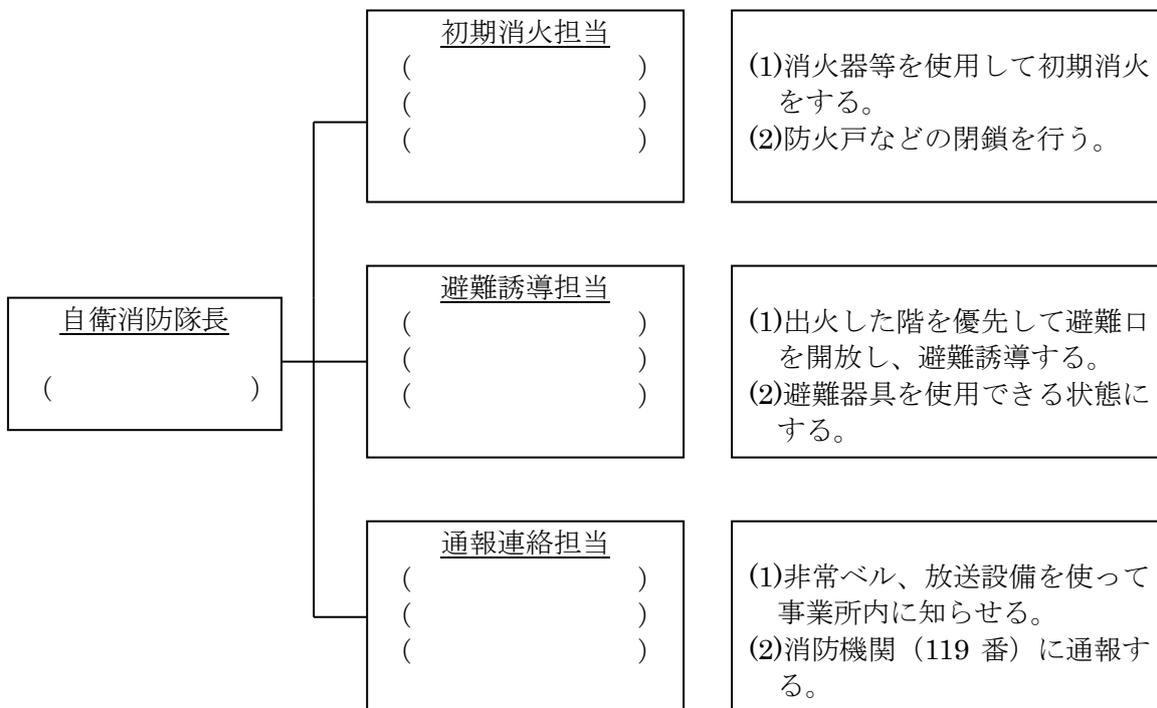
1. 防火管理者は、次により消防訓練を実施する。

訓練種別		実施時期	訓練内容
総合訓練		____月	消火、避難誘導、通報の訓練を連携して実施する。
部分訓練	消火訓練	____月	消火器等の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	避難訓練	____月	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。
	通報訓練	____月	消防機関への通報要領及び火災発見時の連絡体制の習熟を図る。

2. 総合訓練を年1回以上、部分訓練を年1回以上実施する。
3. その他の訓練（応急救護訓練等）については、必要に応じて実施する。

第14 自衛消防隊の編成及び任務

1. 自衛消防の組織と任務分担は次のとおりとする。



第15 避難経路図の掲示

1. 防火管理者は、人命安全を確保するため、消防用設備等の設置位置及び屋外に通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、全従業員に周知するとともに、見やすい場所に掲示する。